

関東・東海B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県への観光客の誘致を促進するとともに、本県の魅力を全国に発信し、本県の観光と経済の活性化を図るため、「関東・東海B - 1 グランプリ in 甲府」の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象となる経費及び補助金の額)

第2条 補助金交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる補助限度額と総事業費から本補助金以外の収入額を控除して得た額のいずれか低い額とする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、決定の内容を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助限度額
「関東・東海B - 1 グランプリ in 甲府」の開催に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施のため必要な経費	5,000千円

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

関東・東海 B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、関東・東海 B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

様式第 2 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

関東・東海 B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関東・東海 B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

関東・東海B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、関東・東海B - 1 グランプリ開催支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考資料
- 4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

関東・東海B-1グランプリ開催支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった関東・東海B-1グランプリ開催支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

単位：円

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差 引 額 - =	今回概算請 求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名 _____

(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____